

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」
特別基準の変遷（応急仮設住宅関係）

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の概要
（応急仮設住宅）

- ① 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
- ② 1戸当たりの規模は、29.7 m²（9坪）を標準
- ③ 災害発生の日から 20 日以内に着工
- ④ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施できる
- ⑤ 供与期間は 2 年以内

阪神・淡路大震災（平成 7 年）における主な特別基準

- ・ 希望する全ての被災者
- ・ 畳、エアコン、手すり（トイレ、浴室）の設置
- ・ 存続期間の延長（特定非常災害法）
- ・ 解体撤去費

有珠山噴火災害（平成 12 年）における主な特別基準

- ・ 阪神・淡路大震災における特別基準（存続期間の延長、解体撤去費を除く）
- ・ 耐積雪補強（積雪 0.5～1.3m）
- ・ 天井・床・内壁部分に断熱材を充填、上水道凍結防止、二重サッシ
- ・ 手すり（玄関）の設置

新潟県中越地震（平成 16 年）における主な特別基準

- ・ 有珠山噴火災害における特別基準（耐積雪補強を除く）
- ・ 耐積雪補強（積雪 2m）、結露対策（屋根裏の換気扇）、すきま風防止（床）
- ・ 存続期間の延長（特定非常災害法）

東日本大震災（平成 23 年）における主な特別基準

- ・ 中越地震における特別基準（耐積雪補強を除く）
- ・ 住家に直接被害がないが、避難指示等により長期にわたり自宅に居住できない者
- ・ 風除室、暖房便座、風呂の追い焚き機能の設置
- ・ 用地の借料
- ・ 発災以降に被災者名義で契約した賃貸住宅の借上げ
- ・ 賃貸住宅へのエアコン等の設置